

青森県報

第三千二百五十九号

平成二十二年

七月七日

(水曜日)

目 次

告 示

生活保護法による介護機関の指定	(健康福祉課)	一
右 同	(同)	一
右 同	(同)	二
生活保護法による指定介護機関の居宅介護事業所の名称及び所在地変更の届出	(同)	二
生活保護法による指定介護機関の介護予防事業所の名称及び所在地変更の届出	(同)	三
生活保護法による指定介護機関の名称並びに居宅介護支援事業所の名称及び所在地変更の届出	(同)	四
生活保護法による指定介護機関の廃止の届出	(同)	五
右 同	(同)	六
右 同	(同)	六
右 同	(同)	六
汎用コンピュータ・WEBクライアント接続システム機器等賃貸借契約に係る一般競争入札	(情システム課)	六
監査委員	(事務局)	八
包括外部監査の事務を補助する者の氏名等	(事務局)	八

告 示

青森県告示第四百四十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、

介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十二年七月七日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	居宅介護事業者	居宅介護の種類	名称	居宅介護事業所	指定期間
吉田 光宏	八戸市小中野四丁目八の一二	居宅療養管理指導	こなかの歯科よしだ	八戸市小中野四丁目八の一二	平成三〇・四・一
社会福祉法人拓人会	五所川原市大字水野尾字懸樋二二の三	認知症対応型通所介護	グルーブホ	五所川原市大字水野尾字懸樋二二の五	"
"	"	小規模多機能型居宅介護	よりあい拠点	"	"
社会福祉法人恵仁会	十和田市大字三本木字里ノ沢一の六二	訪問介護	ホームヘルプセンター	十和田市大字三本木字里ノ沢一の五六九	三〇・三・三
有限会社サワカミ薬局	三沢市下久保三丁目六の五	居宅療養管理指導	まえたい薬局	三沢市大字三沢字前平四七の二五七	三〇・三・二
株式会社白菊	東津軽郡今別町大字今別字中沢一四九の一	認知症対応型共同生活介護	グルーブホ	東津軽郡今別町大字今別字中沢一四九の一	三〇・四・二〇

青森県告示第四百四十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、

介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十二年七月七日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業		名称	所在地	指定期限
		介護予防の種類	介護予防の種別			
吉田 光宏	八戸市小中野四丁目八の二	介護予防 管理指導	介護予防 居宅療養	こなかの歯科よしだ	八戸市小中野四丁目八の二	平成 三・四・一
社会福祉法人拓心会	五所川原市大字水野尾字懸樋二二の三	介護予防 認知症対応 通所介護	介護予防 認知症対応 通所介護	グループわらび	五所川原市大字水野尾字懸樋二二の五	"
"	"	介護予防 小規模多 機能型居 宅介護	介護予防 小規模多 機能型居 宅介護	よりあい拋	"	"
社会福祉法人恵仁会	十和田市大字三本木字里ノ沢一六二	介護予防 訪問介護	介護予防 訪問介護	ホームステーションたんぼ	十和田市大字三本木字里ノ沢一五九	三・三・三
株式会社白菊	東津軽郡今別町大字今別字中沢一四九の一	介護予防 認知症対応 生活介護	介護予防 認知症対応 生活介護	グループふれあ	東津軽郡今別町大字今別字中沢一四九の一	三・四・二〇
八戸医療生活協同組合	八戸市南類家一丁目一七の二	介護予防 訪問看護	介護予防 訪問看護	八戸医療生活協同組合	八戸市南類家一丁目一七の二	三・二・一

青森県告示第四百四十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十二年七月七日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		指定期限
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	年月日
有限会社ほおずき	八戸市大字是川字転道平一の一	居宅介護支援事業所ほおずき	八戸市是川一丁目一の一	平成 三・六・一
株式会社らぼーるけあ	八戸市柏崎四丁目一六の二九	居宅介護支援事業所ケアプランニング真心こころ	八戸市柏崎四丁目一六の二九	三・七・一

青森県告示第四百四十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十二年七月七日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分		変更年月日
		名称	所在地	
ポーツ株式会社	ポーツ株式会社	居宅介護事業者	八戸市南類家一丁目一七の二	平成 三・五・一
東京都市谷区本町一丁目八の七	訪問介護	居宅介護事業者	弘前市大字小比内四丁目五の一五	
ポーツ株式会社	ポーツ株式会社	居宅介護事業者	八戸市南類家一丁目一七の二	

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
"		サ光株 ー仁式 ビ介会 ス護社		"		"		"	
"		四羽青 五森 の市 四沢 田大		"		"		"	
貸福 与社 用具		訪問 介護		"		介訪 護問 入浴		"	
与社ま 用社ち 具社だ 貸具福		サーセ ーヘル ビルフ スプテ	戸ポ ーア ー トス 八サ	ンー戸式 タビ在会 ース宅社 セサ八株	前ポ ーア ー トス 弘サ	ンー前式 タビ在会 ース宅社 セサ弘株	戸ポ ーア ー トス 八サ	ンー戸式 タビ在会 ース宅社 セサ八株	
七野柳北 三田町津 の字大軽 五実字郡 田福板	四野柳北 四田町津 の字大軽 一実字郡 田福板	七野柳北 三田町津 の字大軽 五実字郡 田福板	四野柳北 四田町津 の字大軽 一実字郡 田福板	一売八 二市戸 五字市 の小大 一待		小弘 目比前 五市内 の一大 一四字 五丁		一売八 二市戸 五字市 の小大 一待	
"		"		"		"		"	

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
"		社町法社会 協社人藤福 会会会崎社		愛法人社会 成園弘前社		スア博有 セサー愛会 ンタビケ社	
"		○盤崎南 の字町津 一富大軽 田字郡 七常藤		一豊弘 の原前 三市大 一丁目 目		六崎崎南 の字町津 五西大軽 村字郡 井藤	
訪問 介護		介訪 護問 入浴		活入特 介居定 護者施 生設		通所 介護	
ンーヘル タビ ー ス セ	協藤 ホ水崎 ー町 ス社	ス浴協藤 セサ訪崎 ンタビ問町 タビ入社		前ホ養 温一護 清ム老 園弘人		サビデ 苑スイ ステレ ー	スイ博 セサ愛 ンタビ会
○盤崎南 の字町津 一富大軽 田字郡 七常藤	七盤崎南 の字町津 一富大軽 田字郡 六常藤	○盤崎南 の字町津 一富大軽 田字郡 七常藤	七盤崎南 の字町津 一富大軽 田字郡 六常藤	一金弘 属前市 町五大 五の字	三豊弘 の原前 四市大 一丁目 目	七崎崎南 の字町津 一宮大軽 本字郡 六林藤	六崎崎南 の字町津 五西大軽 村字郡 井藤
"		三・ 四・ 一		三・ 一・ 一〇		"	

青森県告示第四百四十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から介護予防事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十二年七月七日

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	区 分	
"	"	"	"	"	"	ポ ア ー ス 株 式 会 社	ポ ア ー ス 株 式 会 社	名 称	介 護 予 防 事 業 者
"	"	"	"	"	"	目 八 の 七	東 京 都 渋 谷 区 本 町 一 丁	所 在 地	主 たる 事 務 所 の 所 在 地
"	"	介 護 予 防 入 浴 訪 問	介 護 予 防 入 浴 訪 問	"	"	訪 問 予 防 介 護	訪 問 予 防 介 護	類 種	介 護 予 防 業 の 種 別
前 ポ ア ー ス 弘 サ	前 ポ ア ー ス 弘 サ	戸 ポ ア ー ス 八 サ	戸 ポ ア ー ス 八 サ	前 ポ ア ー ス 弘 サ	前 ポ ア ー ス 弘 サ	ポ ア ー ス 株 式 会 社	ポ ア ー ス 株 式 会 社	名 称	介 護 予 防 事 業 所
目 五 の 一 五	小 比 内 四 丁	"	"	一 売 八 戸 二 市 五 字 の 一 待	一 売 八 戸 二 市 五 字 の 一 待	目 五 の 一 五	弘 前 市 大 字 小 比 内 四 丁	所 在 地	
"	"	"	"	"	"	三 平 成 五 一	三 平 成 五 一	年 月 日	変 更 日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第四百四十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
社 協 議 会	法 人 福 祉 会	愛 成 園	社 会 福 祉 前	"	"	サ 仁 介 護 ビ ス ネ ッ ス	株 式 会 社	ス ア セ ン タ ル	博 愛 会 社
〇 盤 崎 の 一 富 田 七	南 津 軽 郡 藤 崎 大 字 常	一 豊 の 三	弘 前 市 大 字 目	"	"	四 羽 五 の 四	青 森 市 大 字 沢 田	六 崎 五 村	南 津 軽 郡 藤 崎 大 字 井
訪 問 予 防 介 護	訪 問 予 防 介 護	活 入 介 護	特 定 施 設 予 防	訪 問 予 防 介 護	訪 問 予 防 介 護	貸 与 具	介 護 予 防 具	通 所 介 護	介 護 予 防
タ ビ ス セ ン	協 会 社	前 温 清 園	養 老 人 入 居	サ ー ビ ス テ	サ ー ビ ス テ	与 社 用 具 貸	ま ち だ 福	サ ビ ス テ レ	ス イ セ ン タ ル
〇 盤 崎 の 一 富 田 七	南 津 軽 郡 藤 崎 大 字 常	一 金 属 町 五 の 大	弘 前 市 大 字 目	七 野 三 の 五	柳 北 津 大 字 福 板	七 野 三 の 五	柳 北 津 大 字 福 板	七 崎 一 宮 本 六	南 津 軽 郡 藤 崎 大 字 井
三 ・ 四 ・ 一		三 ・ 一 ・ 一〇		"		"		"	

する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から名称並びに居宅介護支援事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十二年七月七日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	区分						
株式会社光仁介護サービス	有限会社博愛会ケアセンター	青森市大字羽白沢田四五の四	南津軽郡藤崎町大字井六の五	光仁ケアサービス	博愛会居宅介護支援事業所	北津軽郡板柳町大字福野田五三の五	南津軽郡藤崎町大字林崎字宮本六七一	居宅介護支援事業者	居宅介護支援事業者	主たる事務所所在地	名称	名称	所在地	変更年月日
アースサポート株式会社	アースサポート株式会社	東京都渋谷区本町一丁目八の七	弘前市大字小比内四丁目五の一	アースサポート株式会社	アースサポート株式会社	弘前市大字小比内四丁目五の一	弘前市大字小比内四丁目五の一	アースサポート株式会社	アースサポート株式会社	アースサポート株式会社	アースサポート株式会社	アースサポート株式会社	アースサポート株式会社	平成三〇・五・一

青森県告示第四百四十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十二年七月七日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前
医療法人会 仁会	医療法人会 珠会	和田市東三番町一〇の七	和田市東三番町一〇の七〇
青森市大字田面六の三	青森市大字田面六の三	和田市東三番町一〇の七〇	和田市東三番町一〇の七〇
南山苑在宅介護支援センター	南山苑在宅介護支援センター	和田市東三番町一〇の七〇	和田市東三番町一〇の七〇
三〇・四・一	三〇・四・一	三〇・三・六	三〇・三・六

名称	主たる事務所所在地	居宅介護の種類	名称	所在地	廃止年月日
医療法人会 仁会	弘前市大字大清水三丁目八の二	訪問看護	高橋医院	弘前市大字大清水三丁目八の二	平成三〇・六・三〇
有限会社社久保田印刷	弘前市大字紺屋町二七	居宅療養管理指導	有限会社社久保田印刷薬局	弘前市大字境関五丁目三二の一	三〇・四・三〇
特定非営利活動法人自立支援センター	八戸市大字売市八左門下二丁目六〇三三	居宅療養管理指導	でこいおせ	上北郡おいらせ町中野平四〇の五	三〇・三・三

青森県告示第四百四十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十二年七月七日

青森県知事 三 村 申 吾

介護予防事業者	名称	主たる事務所の所在地	介護予防の種類	介護予防事業所	廃止年月日
医療法人大同会	弘前市大字大清三丁目八の二	弘前市大字大清三丁目八の二	訪問看護	高橋医院	平成二二・六・三〇
有限会社久保田印刷	弘前市大字紺屋町二七	弘前市大字境関五丁目三二の一	介護予防管理指導	有限会社久保田印刷薬局	平成二二・四・三〇
特定非営利活動法人自立支援センターライフイン	八戸市大字売市字左水門下一の六〇三	上北郡おいらせ町中野平四〇の二	介護予防通所介護	でこいせセンターふれすと	平成二二・三・三三

青森県告示第四百四十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十二年七月七日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護支援事業者

居宅介護支援事業所

名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	廃止年月日
特定非営利活動法人自立支援センターライフイン	八戸市大字売市字左水門下一の六〇三	在宅介護支援センターふれすと	上北郡おいらせ町中野平四〇の二	平成二二・一・三〇

青森県告示第四百五十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十二年七月七日

青森県知事 三 村 申 吾

地域包括支援センター	名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	廃止年月日
藤崎町	藤崎町地域包括支援センター	南津軽郡藤崎町大字西豊田一丁目一	藤崎町地域包括支援センター	南津軽郡藤崎町大字西豊田一丁目一	平成二二・三・三三

公 告

汎用コンピュータ・WEBクライアント接続システム機器等賃貸借契約に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十二年七月七日

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物件の賃貸借期間における保守を含む賃貸借料とし、その仕様等は入札説明書のとおりとする。

汎用コンピュータ・WEBクライアント接続システム機器等 一式

二 賃貸借期間

平成二十二年十一月一日から平成二十七年十月三十一日まで（ただし、この契約に係る予算の削減又は削除があつた場合は、この期間の中途において当該契約を解除することがある。）

三 納入期限及び設置場所

入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成二十年六月三十日青森県告示第五百十号（物品等の競争入札参加資格）、平成二十一年三月二十七日青森県告示第九十九号（物品等の競争入札参加資格）又は平成二十二年二月二十六日青森県告示第百号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定により、OA機器の賃貸借契約及び電子計算組織に係るソフトウェア賃貸借契約についてAの等級に格付けされた者であること。

3 入札書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

4 納入する機器等については、県で示した仕様を満たすこと及び保守体制が整備されていることを証明した者であること。

五 資格の審査等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。

2 提出部数 二部

3 提出期限等

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書に係る資料を添えて、平成二十二年八月三日までに青森県企画政策部情報システム課長に提出しなければならない。ま

た、申請書の内容について説明を求められた場合には、これに応じるとともに、必要な場合には、当該申請書の内容の変更に応じなければならない。

(二) (一)の説明及び内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

(三) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

六 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

青森市長島二丁目の一

青森県企画政策部情報システム課システム管理運用グループ

電話 〇一七 七三四 九一六〇

2 入札書の提出期限

平成二十二年八月十七日 午後五時

3 開札の場所及び日時

青森市新町二丁目四の三〇

青森県庁舎北棟二階A会議室

平成二十二年八月十九日 午後三時

七 入札保証金に関する事項

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第三百三十二条第一項第二号の規定により免除する。

八 契約保証金に関する事項

入札説明書による。

九 落札者の決定方法

賃貸借機器等に要求する仕様を満たされると判断した申請書等を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

十一 その他

その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

3 入札書の提出方法等

詳細は入札説明書による。

4 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約期間の総額のうち五か月分に相当する金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

5 契約金額

落札価格をもって平成二十二年度の契約金額とする。ただし、平成二十三年度から平成二十六年度までの契約金額は落札価格に十二を乗じた額を五で除して得た額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、平成二十七年度の契約金額は落札価格に七を乗じた額を五で除して得た額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be Leased:

(1) Computer System 1 set

(2) Specification and quantity of other products will be referred to a bid explanation

2 Time Limit for tender:

5:00 p.m. August 17, 2010

3 Contact point for the notice:

System Management Section
Information Systems Division
Aomori Prefectural Government

1-1-1 Nagashima

Aomori City, Aomori 030-8570

JAPAN

TEL 017-734-9160

監 査 委 員

青森県監査委員告示第一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十二第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十二年七月七日

- 青森県監査委員 泉 山 哲 章
- 青森県監査委員 元 木 篤 子
- 青森県監査委員 相 川 正 光
- 青森県監査委員 三 橋 一 三

一 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏 名	住 所
小 田 秀 彦	八戸市大字根城字大久保五五の三
嶋 潮	八戸市北白山台四丁目四の八
名久井 信 平	八戸市内丸三丁目六の五
小 林 幹 夫	八戸市東白山台二丁目二八の五

二 包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

平成二十二年七月二十日から平成二十三年三月三十一日

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青森県 青森市	(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町三丁目番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一銭
--------------------------------------	--	------------------------------